

補助対象とする商談の取組内容について

1 有機 JAS 認証取得等実施者

- ① 商談の方針については、有機 JAS 認証取得による事業の取組目標を達成できるための効率的、効果的な方針とすること。
- ② 商談の取組内容については、事業実施計画書の「商談の方針」に従って有機 JAS 認証取得による事業の取組目標を達成できるよう、時期、場所、商談先等重点を絞った効率的・効果的な取組のみを補助対象とし、3回程度までの取組を補助対象の目安とする(自己負担により更なる取組を行うことは構いませんが、補助対象とする取組とは経費面で明確に区分してください)。
- ③ 商談経費については、有機 JAS 認証取得による事業の取組目標を達成できる真に必要な経費とすること（自己負担により更なる取組を行うことは構いませんが、補助対象とする取組とは経費面で明確に区分してください)。
- ④ なお、有機 JAS 認証取得による事業の補助対象とする事業費(認証費用、商談会、商品開発、リース料)は 250 万円程度を目安とすること（事業実施要領別紙 1 に定める機械等のリース方式による導入の取組として合理的な理由がある等、特段の理由がある場合を除く。）

2 GAP 認証取得等実施者

- ① 商談の方針については、GAP 認証取得による事業の取組目標を達成できるための効率的、効果的な方針とすること。
- ② 商談の取り組み内容については、事業実施計画の「商談の方針」に従って GAP 認証取得による事業の取組目標を達成できるよう、時期、場所、商談先等重点を絞った効率的・効果的な取組のみ補助対象とし、3回程度までの取組を補助対象の目安とすること。
- ③ 商談経費については、GAP 認証取得による事業の取組目標を達成するために真に必要な経費とすること（自己負担により更なる取組を行うことは構いませんが、補助対象とする取組とは経費面で明確に区分してください)。